

南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を求める意見書

2016年11月15日、政府は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣する陸上自衛隊の部隊に、昨年9月に成立した安全保障関連法に基づく新任務である「駆けつけ警護」を付与することを盛り込んだ実施計画を閣議決定し、あわせて国家安全保障会議において宿営地の共同防護ができることを確認しました。同閣議決定に基づき、稲田朋美防衛相は18日、南スーダンPKOに派兵する自衛隊部隊に対し、「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」の新任務を付与する命令を出しました。

自衛隊のPKO活動に際しては、紛争当事者間で停戦合意が成立していることなどの「PKO参加5原則」が保たれていることが前提条件となっています。しかし、自衛隊が駐留している南スーダンの首都ジュバでは、昨年7月に政府軍と反政府勢力の大規模な戦闘が発生し、現在も緊迫した状況が続いています。南スーダン反政府勢力の指導者である前副大統領は、「7月に起きた戦闘で、和平合意と統一政権は崩壊した」と表明し、また、国連特別報告書では「停戦合意は崩壊している」と断じるなど、自衛隊の「PKO参加5原則」は保たれているとはいいがたく、PKO派遣部隊の安全確保が極めて困難な状況にあると言わざるを得ません。南スーダンへの派遣は、全国の自衛隊がローテーションを組み実施されており、現在は青森の第9師団が派遣されています。熊本市の自衛隊も今後派遣される可能性は否定できません。

加えて、自衛隊の「駆け付け警護」では、任務遂行のための武器の使用も認められています。7月の戦闘では、UNMIS S 関連施設なども攻撃・襲撃を受けたおり、南スーダン情勢に関する一連の国連報告書は、政府軍がPKO部隊に対し、移動妨害や要員の拘束、襲撃など敵対的行為を組織的、継続的に行っているとしています。「駆け付け警護」の新任務を付与された自衛隊が、国家または国家に準ずる組織に武器を使用すれば、日本政府の解釈からも違憲の武力行使となります。

さらに、政府は、昨年7月の首都ジュバでの大規模戦闘の状況を記録した日報などの情報公開請求に対し、昨年12月に「廃棄」を理由に不開示にしましたが、一転、保管を認めるなど、情報の隠蔽ともいえるべき対応に国民の批判が強まっています。陸自部隊の日報などの文書は、昨年7月のジュバ市内での大統領派（政府軍）と前副大統領派との戦闘の様子を生々しく伝えています。

これほど深刻な内戦について、安倍政権が、「戦闘」ではなく「発砲事案」、「衝突」だと事実を歪曲し、日報を一度は不開示とするなど、国会や国民に事実を隠ぺいした責任は極めて重大です。

以上、の理由より、下記の事項について要望するものです。

記

- ① 南スーダンに派遣されている自衛隊の即時撤退を行うこと。
- ② 南スーダンに派遣する陸上自衛隊に対し「駆けつけ警護」「宿营地共同防
護」の新任務を付与することとした閣議決定を撤回すること。
- ③ 新任務付与の根拠となっている「安全保障関連法」を廃止すること。

以上、 により意見書を提出いたします。

2017年2月16日